

令和7年度 国家総合職 民法

問題文

次の設問(1)、(2)に答えなさい。

- (1) Aは、令和6年12月5日に、A宅を訪ねてきた住宅リフォーム業者Bから、「私は弊社のこのエリアの担当者です。この地域は昔、田んぼが広がる湿地帯だったようですから、おそらくはご自宅の床下に湿気がたまっているのではないのでしょうか。今すぐ床下に2台の床下換気扇の設置をお勧めします。」と言われた。これに対して、Aが「確かにうちは結露がひどいんです。」と言ったので、Bは、「それならば是非この床下換気扇を設置してください。結露も改善されますよ。」と言った。Aは、その場ですぐにBとの間で床下換気扇（以下「本件床下換気扇」という。）2台をA宅の床下に設置することを内容とする契約（以下「契約①」という。）を締結し、Bから契約①の内容を記した書面を受け取った。契約①で合意された請負代金は、本件床下換気扇2台の代金5万円と設置工事代金15万円とを合わせた20万円であった。その後、同月10日にBによる設置工事が行われ、本件床下換気扇2台がA宅の床下に設置された。契約①で合意された請負代金の弁済期は令和7年1月30日であった。

本件床下換気扇設置から1か月を経過したが、A宅の結露は改善されなかった。

以上の事実を前提として、次の問1及び問2に答えなさい。なお、問1と問2はそれぞれ独立した問題であり、相互に関連しないものとする。また、解答に当たっては、消費者契約法などの特別法の適用の可否については検討しないものとする。

問1 その後、A宅の結露が改善されなかった原因は、本件床下換気扇の設置工事がずさんで、設置された2台のうちの1台の床下換気扇の吹き出し口が真上を向いた状態になっていることによるということが判明した。そのため、Aは、工事に納得がいかず、Bへの請負代金を一切支払わなかった。この事実を前提として、次の①と②に答えなさい。なお、①と②は独立した問題であり、相互に関連しないものとする。

- ① 令和7年2月20日、BからAに電話がかかってきた。以下は両者のやりとりである。下線部㉔、㉕、㉖の各主張の根拠を示した上で、それぞれの可否について論じなさい。

B：請負代金の支払が済んでいません。㉔すぐに支払ってください。

A：我が家の結露は改善されていません。それは2台のうちの1台の床下換気扇の吹き出し口が真上を向いているからのようです。㉕きちんと設置し直してください。㉖それまで請負代金は支払いません。

- ② 令和7年2月20日、Bは、Aに対して、未払の請負代金20万円とこれに対する遅延損害金の支払を請求した。Aは、ずさんな工事をしながらすぐに対応しようとし、Bを信用することができないので、別の業者Cに請負代金10万円を支払って本件床下換気扇の設置のやり直しをしてもらうことにし、Bに対しては、請負代金20万円とこれに対する遅延損害金の支払を拒むとともに、Bから請求された請負代金20万円からCに支払う請負代金10万円を差し引いた金額の支払を主張したいと考えている。Aの主張の根拠と、その当否について論じなさい。

問2 本件床下換気扇2台はBの工事によって適切に設置されていることが確認できたものの、A宅がある地域は、昔、田んぼが広がる湿地帯だったため、そもそも本件床下換気扇を設置しても湿気除去の効果は多くは見込めないことが分かった。Aは、Bと締結した契約①の意思表示を取り消すことができるかについて論じなさい。

- (2) Dは、繊維加工会社の代表取締役である。Dは、新たな工場を建設するために甲土地を売買代金1500万円で買い受け、所有権移転登記を備えた。売買代金は、Eとの間で1000万円の金銭消費貸借契約（弁済期は契約締結から1年を経過した日。以下「契約②」という。）を締結して捻出した。Eは、Dから、契約②によって発生する債権 α を担保する目的で甲土地について抵当権①の設定を受け、その旨の登記を備えた。弁済期から15年を経過した時点で、Eは、Dから一切弁済を受けていないことを思い出したため、抵当権①の実行として競売の申立てをした。甲土地について競売の開始決定がされ、差押えの登記がされた。他方、その競売の開始決定がされる2年前に、Dは、更なる経営資金を求めて、Fとの間でも1500万円の金銭消費貸借契約（弁済期は契約締結から半年を経過した日。以下「契約③」という。）を締結し、Fは、Dから、契約③によって発生する債権 β を担保する目的で甲土地に抵当権②の設定を受け、その旨の登記を備えていた。

以上の事実を前提として、Fは、Eに対し、抵当権①に係る抵当権設定登記の抹消登記手続を求めた。Fの請求の根拠と、その当否について論じなさい。なお、甲土地の評価額は1500万円であり、その評価額に変動がなかったものとする。また、利息や遅延損害金については考慮しないものとする。

第1 設問(1)の問1の①

- 1 下線部㉔の主張の根拠は、請負契約に基づく報酬請求権（632）が考えられるだろう。

下線部㉕の主張の根拠は、契約不適合責任に基づく追完請求権（559 本文、562 I 本文）が考えられるだろう。

下線部㉖の主張の根拠は、同時履行の抗弁権（533 本文）が考えられるだろう。

- 2 それぞれの主張の当否は、それぞれの根拠について、その要件を検討していけばよいだろう。下線部㉔の主張は、下線部㉕、㉖の主張が認められるかどうかに影響されるため、後から検討する構成でよいだろう。

下線部㉕について、特にポイントになる要件は、「品質」「に関して契約の内容に適合しない」こと（559 本文、562 I 本文）だろう。問題文から具体的事実を指摘しつつ論じることになるだろう。

下線部㉖については、その要件を充足することを端的に示すことで足りるだろう。

下線部㉕、㉖の主張が認められるとした場合、下線部㉔の主張が全面的に認められるとの結論は採用できないことになるだろう。具体的には、B が床下換気扇 1 台を設置し直すまで下線部㉔の主張は認められないという形になるだろう。

第2 設問(1)の問1の②

- 1 上記①ほど明確とはいえないが、「ともに」との表現から、「請負代金 20 万円とこれに対する遅延損害金の支払を拒む」との主張、「B から請求された請負代金 20 万円から C に支払う請負代金 10 万円を差し引いた金額の支払」との主張に分けて検討することが考えられるだろう。

- 2 前者について、支払を拒むことの直接の根拠は同時履行の抗弁権が考えられるだろう。

しかし、その際、A が B に対して C との関係で支払った請負代金 10 万円分の損害賠償請求権（559 本文、564、415 I 本文）を有することを指摘する必要もあるだろう。そこで、その要件を充足することを端的に示すことで足りるだろう。

その上で、同時履行の抗弁権の要件の充足性を検討することになるところ、特にポイントになる要件は、「履行に代わる損害賠償の債務」（533 かっこ書）になるだろう。なお、ここでの「履行」には追完も含まれるとされる。

また、上記請負代金 10 万円の支払と請負代金 20 万円とこれに対する遅延損害金の支払との間に同時履行関係を認めてよいかも問題になるだろう。判例（最判平 9.2.14）は、追完請求をした場合との均衡を図る観点から、原則として全額での同時履行関係を認めつつ、全額の支払を拒むことが信義則（1 II）に反すると認められるときは全額の支払を拒むことができないとする。そこで、当該判例を踏まえつつ論じる必要があるだろう。

- 3 後者について、その根拠は相殺（505 I 本文）が考えられるだろう。そこで、その要件の充足性を検討すればよいだろう。

特にポイントになる要件は、「債務の性質がこれを許」すこと（505 I ただし書）だろう。なぜなら、上記のとおり、同時履行関係が認められるにもかかわらず、相殺を認めてよいかが問題になるからである。

判例（最判昭 51.3.4）は、相殺を認めている。つまり、「債務の性質がこれを許」すことを認めているといえる。その理由としては、清算的な側面を指摘している。そこで、当該判例を踏まえつつ論じる必要があるだろう。

第3 設問(1)の問2

取消しの根拠は、錯誤取消し（95 I 柱書）が考えられるだろう。したがって、その要件の充足性を検討すればよいだろう。

特にポイントになる要件は、「法律行為の基礎とした事情についてのその認識が真実に反する錯誤」（95 I ②）に当たる事案であると思われることから、「表示」したこと（同 II）だろう。そこで、その意義を示して、問題文の具体的事実を指摘しつつ論じる必要があるだろう。

また、本問の場面でも問1の場面と同様に契約不適合責任を問うことができると思われるため、錯誤取消しと契約不適合責任の関係が問題になるだろう。契約不適合責任の規定が排除されとの判例（最判昭 33.6.14）があるが、その後法改正もされ、他の見解も挙げられているところである。解答例は、どちらの条文も選択できるとの立場で構成している。

第4 設問(2)

請求の根拠は、消滅時効（166 I 柱書）が考えられるだろう。したがって、その要件の充足性を検討すればよいだろう。

166 条1項1号又は2号いずれの適用も考えられるが、解答例では前者で検討している。

特にポイントになる要件は、「権利の消滅について正当な利益を有する者」（145 かつこ書）であることだろう。抵当権についてEがFに優先するため、Fは後順位抵当権者となるからである。判例（最判平 11.10.21）は、配当額の増加に対する期待は抵当権の順位上昇による反射的なものにすぎないとして、時効の援用を否定している。そこで、当該判例を踏まえつつ論じる必要があるだろう。

第1 設問(1)の問1の①

1 下線部㉔の主張の根拠は請負契約に基づく報酬請求権（民法（以下法令名省略。）632条）、下線部㉕の主張の根拠は契約不適合責任に基づく追完請求権（559条、562条1項）、下線部㉖の主張の根拠は同時履行の抗弁権（533条）である。

2 下線部㉕の主張の当否について、契約①は、床下換気扇の設置を勧められ、「うちは結露がひどいんです。」と言ったことも前提とする本件床下換気扇の設置を内容とするところ、本件床下換気扇の設置工事がずさんで、設置された2台のうちの1台の床下換気扇の吹き出し口が真上を向いた状態になっていることは、「品質」「に関して契約の内容に適合しない」ことに当たる。そして、上記床下換気扇1台を設置し直すという追完も可能であり、それ以外の追完方法でも「不相当な負担を課」さないこと（559条、562条1項ただし書）、「注文者の供した材料の性質又は注文者の与えた指図によ」らないこと（636条本文）、帰責事由（559条、562条2項）を否定する事実もない。したがって、下線部㉕の主張は認められる。

下線部㉖の主張の当否について、契約①の当事者であるAは「双務契約の当事者の一方」（533条本文）に当たり、「債務が弁済期に」あること（同条ただし書）、「履行……を提供」する前であること（同条本文）を否定する事実もないから、下線部㉖の主張も認められる。

下線部㉔の主張の当否について、契約①があり、上記のとおり仕事の完成も認められる。したがって、下線部㉔の主張も認められそうであ

る。しかし、上記のとおり下線部㉖の主張が認められるから、下線部㉔の主張は、Bが上記床下換気扇1台を設置し直すまで、認められない。

第2 設問(1)の問1の②

1 まず、請負代金20万円とこれに対する遅延損害金の支払を拒むとの主張の根拠は、債務不履行に基づく損害賠償請求権（559条、564条、415条1項）を前提とする同時履行の抗弁権である。

債務不履行に基づく損害賠償請求権について、上記契約不適合は「債務者がその債務の本旨に従った履行をしない」ことに、別の業者Cに請負代金10万円を支払って本件床下換気扇の設置をやり直してもらったことは「損害」にそれぞれ当たり、「よって」（因果関係）、帰責事由（415条1項ただし書）を否定する事実もないから、AはBに対し債務不履行に基づく損害賠償請求権を有する。

そして、上記設置のやり直しは「履行に代わる損害賠償の債務」（533条かつこ書）に当たる。

では、全額を拒むことができるか。仮に追完を請求した場合、注文者は報酬請求全額の支払を拒むことができるから、それとの均衡を図る必要がある。したがって、全額の支払を拒むことができるが、それが信義則（1条2項）に反すると認められる場合、全額の支払を拒むことはできないと解する。本問では、信義則に反すると認められる事実はない。

よって、上記主張は認められる。

2 次に、Bから請求された請負代金20万円からCに支払う請負代金10万円を差し引いた金額を支払う旨の主張の根拠は、相殺（505条1

項)である。

「互いに同種の目的を有する債務を負担」すること(同項本文)、「双方の債務が弁済期にある」ことを否定する事実はない。

では、上記のとおり、請負代金20万円の支払請求権と上記Aの損害賠償請求権が同時履行関係にあることは、「債務の性質がこれを許」すと認められるか。両債権は、相互に現実の履行をさせなければならない特別の利益がない。また、相殺による清算的調整を図る方が双方の便宜と公平にかなない法律関係を簡明にすることができる。したがって、「債務の性質がこれを許」すと認められると解する。

よって、上記主張も認められる。

第3 設問(1)の間2

Aは、錯誤取消し(95条1項)を根拠に、Bと締結した契約①の意思表示を取り消すことができるか。

Aは本件床下換気扇を設置すれば湿気除去の効果が見込めると思っていたから、本件床下換気扇を設置しても湿気除去の効果が多くは見込めないことは、基礎事情の錯誤(95条1項2号)に当たる。

「表示」(同条2項)とは事情が相手方に表示されて法律行為の内容となったことをいうところ、上記A・B間のやりとりから、本件床下換気扇の設置による湿気除去は契約①の内容になったといえる。したがって、「表示」に当たる。

「基づく」こと(95条1項柱書)、「重要」、無重過失(同条3項柱書)を否定する事実もない。

ここで、上記のとおり契約不適合責任を追及できることとの関係が問題になるが、両者は要件効果を異にするから、相互に優先関係はなく、いずれも選択できると解する。

よって、Aは、Bと締結した契約①の意思表示を取り消すことができる。

第4 設問(2)

Fの請求の根拠は、消滅時効(166条1項)である。

債権αの弁済期は契約締結から1年を経過した日であるところ、弁済期から15年を経過しているから、「債権者が権利を行使することができることを知った時から5年間行使しない」こと(同項1号)に当たる。

では、後順位抵当権者であるFは、「権利の消滅について正当な利益を有する者」(145条かつこ書)に当たるか。たしかに、先順位抵当権の被担保債権が消滅すれば後順位抵当権者の順位が上昇し、配当額の増加が期待できる。しかし、その期待は、反射的利益にすぎないといふべきである。したがって、後順位抵当権者は「権利の消滅について正当な利益を有する者」に当たらないと解する。本件でも、Fは、「権利の消滅について正当な利益を有する者」に当たらない。

よって、Fの請求は認められない。

以 上